

◎新潟県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市大栄町7丁目甲292番1から	新	(A)5.3～20.1メートル	2,134.2メートル
		(B)8.6～66.8メートル	2,300.8メートル
同市荒町字村中甲10番1まで	旧	(A)5.3～20.1メートル	2,134.2メートル
		(B)8.6～66.8メートル	2,300.8メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間県道新発田津川線と重用